

「AI事業者ガイドライン案」に対する ご意見及びその考え方について

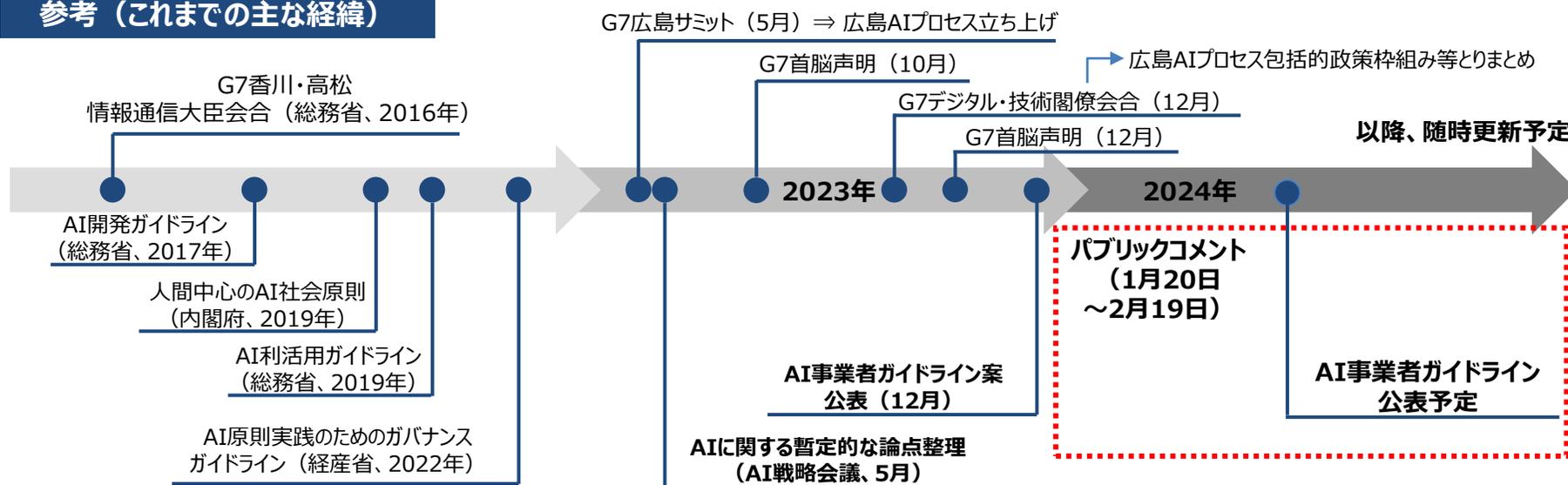
総務省
経済産業省
(令和6年3月)

AI事業者ガイドライン案（背景・経緯）

- 我が国は従前より、世界に先駆けて、AIに関する議論を主導（G7香川・高松情報通信大臣会合(2016年)、人間中心のAI社会原則(2019年、内閣府)）。今般、「AIに関する暫定的な論点整理」（2023年5月、AI戦略会議）を踏まえ、**総務省・経済産業省が共同事務局として、既存のガイドラインを統合・アップデート**（注）し、**広範なAI事業者向けのガイドライン案**を取りまとめ
- 作成にあたっては**広島AIプロセスの議論やマルチステークホルダー・アプローチを重視**。総務省の「AIネットワーク社会推進会議」、経済産業省の「AI事業者ガイドライン検討会」及び各検討会下のWGを活用し、**産業界、アカデミア及び市民社会の多様な意見**を反映
- **2024年1月20日～2月19日にかけて、広く国民の皆さまから意見募集（パブリックコメント）を実施**。意見募集及び本合同会議の結果を踏まえ、**AI事業者ガイドライン第1.0版は、AI戦略会議に報告後、公表予定**。今後のAIを取り巻く環境の変化を踏まえ**随時更新**を行う予定。

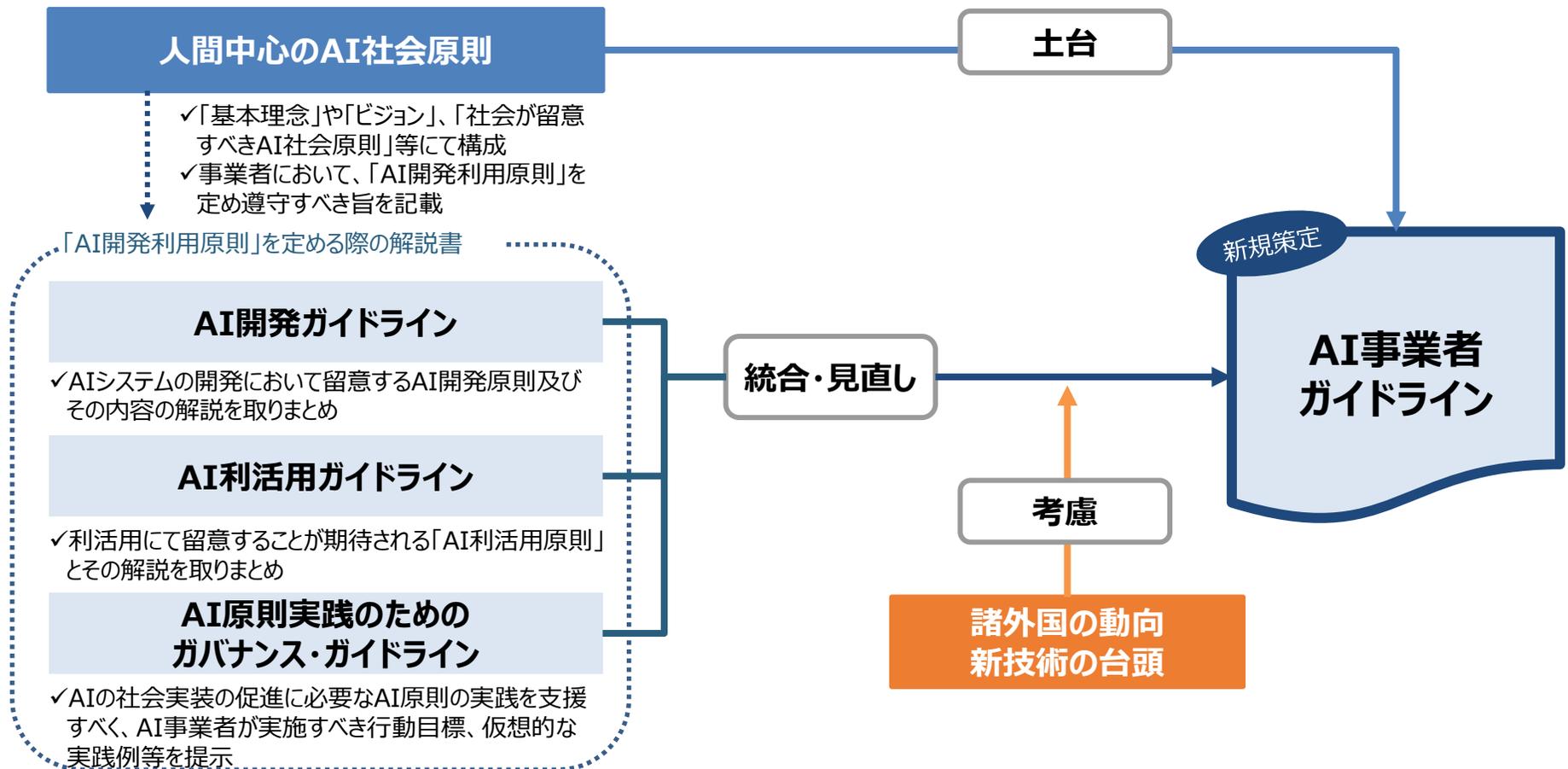
（注） AI開発ガイドライン（2017年、総務省）、AI利活用ガイドライン（2019年、総務省）、AI原則実践のためのガバナンスガイドライン（2022年、経済産業省）

参考（これまでの主な経緯）



「AI事業者ガイドライン」の策定方針

- 「AI事業者ガイドライン」は、「人間中心のAI社会原則」を土台としつつ、我が国における3つのガイドラインを統合し、諸外国の動向や新技術の台頭を考慮して策定する
- これまでのガイドラインとの整合性を担保することで、事業活動を支えるAIガバナンスの仕組みとして、連続性がある発展を遂げていくことが期待される



「AI事業者ガイドライン」の基本的な考え方

- 本ガイドラインは、「**1** 事業者の自主的な取組の支援」、「**2** 国際的な議論との協調」、「**3** 読み手にとっての分かりやすさ」を基本的な考え方としている
- 加えて、「マルチステークホルダー」で検討を重ね実効性・正当性を重視するとともに、「Living Document」として今後も更新を重ねていく

考え方

1

**事業者の
自主的な
取組の支援**

対策の程度をリスクの大きさ及び蓋然性に対応させる「リスクベースアプローチ」に基づく企業における対策の方向性を記載

2

**国際的な
議論との協調**

国内外の関連する諸原則の動向や内容との整合性を確保

3

**読み手に
とっての
分かりやすさ**

「AI開発者」・「AI提供者」・「AI利用者」ごとに、AIに関わる考慮すべきリスクや対応方針を確認可能

+

プロセス

マルチステークホルダー

教育・研究機関、一般消費者を含む市民社会、民間企業等で構成されるマルチステークホルダーで検討を重ねることで、実効性・正当性を重視したものと策定

Living Document

AIガバナンスの継続的な改善に向け、アジャイル・ガバナンスの思想を参考にしながら適宜、更新

マルチステークホルダーとの連携

- 政府単独ではなく、教育・研究機関、一般消費者を含む市民社会、民間企業等、多様なステークホルダー（マルチステークホルダー）で検討を重ねることで、実効性・正当性を重視したものととして策定する

連携主体



連携方法

意見交換、議論の場を多数設定

- 左記連携主体で構成された検討会
- 実務家を中心としたワーキンググループ
- 民間企業との意見交換会

意見照会を通じて広く知見を収集

- 100名程度の有識者
 - 民間企業担当者
 - 専門家、研究者
 - 市民団体、消費者団体 等

パブリックコメントを通じ、幅広い意見を収集

「AI事業者ガイドライン」の構成

- 別添の記載内容は本編と対応しており、本編の読解及びそれに基づく検討や行動をサポートする解説書としての役割を果たす

	本編 (why, what)	別添 (付属資料) (how)
主体 共通	第1部 AIとは	1. 第1部関連 [AIについて] A. AIに関する前提 B. AIによる便益/リスク
	第2部 AIにより 目指すべき社会と 各主体が取り組む 事項 A.「基本理念」 B.「原則」 C.「共通の指針」 D.「 高度なAIシステムに関する 事業者に通の指針 」 E.「AIガバナンスの構築」	2. 第2部関連 [E.AIガバナンスの 構築] A. 経営層によるAIガバナンスの構築と モニタリング B. AIガバナンスの事業者取組事例
主体別	第3部 AI開発者に 関する事項 (データ前処理・学習時、AI開発時、 AI開発後、 国際行動規範の遵守 等)	3. 第3部関連 [AI開発者向け] A. 「第3部 AI開発者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説 C. 高度なAIシステムの開発にあたって遵守 すべき事項
	第4部 AI提供者に 関する事項 (AIシステム実装時、AIシステム・サー ビス提供後、 国際指針の遵守 等)	4. 第4部関連 [AI提供者向け] A. 「第4部 AI提供者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
	第5部 AI利用者に 関する事項 (AIシステム・サービス利用時、 国際指針の遵守 等)	5. 第5部関連 [AI利用者向け] A. 「第5部 AI利用者に関する事項」の解説 B. 「第2部」の「共通の指針」の解説
その他 参考資料		6. 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照 する際の主な留意事項について 7. チェックリスト 8. 主体横断的な仮想事例 9. 海外ガイドライン等の参照先

主なご意見と対応案

記載内容のさらなる充実、明確化に関するもの（約 2 割）

- ガイドラインを活用する観点から、①記載内容の明確化・具体化・さらなる充実、②記載の平仄を揃えるべき 等
⇒ ご意見を踏まえ、主として、適切に修正に反映（例えば、下記参考のとおり）

AI政策一般に関するもの、その他（約 2 割）

- ①ソフトロー・ベースのアプローチに賛成、②ガイドラインの普及・促進が重要、③海外のガバナンスの枠組みとの相互運用性を検討していくべき、のほか、④生成AIのリスクへの懸念（生成AIの利用そのものに反対等を含む） 等
⇒ ご意見を踏まえ、主として、ガイドライン運用や更新等を含む今後のリスク対応等の検討に活用

著作権に関するもの（約 6 割）

- 現状の著作権法に関する懸念^(注)が多く寄せられた一方、現状の著作権法の考え方がAIのモデル開発にむしろ望ましく維持すべきとのご意見等も
(注) 例えば、制作者の許諾なくAIに学習されてしまうことへの懸念、実在の制作者に酷似した画風を生み出してしまうことへの懸念 等
⇒ 著作権法ほか知的財産権に関する法令等の遵守を基本として明記（最新の関連する検討状況等についても記載）

（参考）記載内容の明確化、具体化、さらなる充実に関するご意見の例

- (1) 「AI提供者」には更に代理店が含まれるケースがあり、代理店だった場合はどうなるかも併せ明示的な内容にしてほしい
→ 「AI利用者の要望をまとめ実装、運用を担当するAI提供者に委託する代理店もAI提供者に該当する」旨を追記【別添】
- (2) 「AI提供者に関する事項」では、「データ」がどのデータを参照しているかが不明瞭
→ 「提供時点でAIシステム・サービスの正確性・必要な場合には学習データの最新性（データが適切であること）等を担保」と修正【本編 第4部】
- (3) 「AI活用に取り組む全ての事業者は、AIが社会にもたらす影響の大きさ、人間社会をよりよいものへと発展させるためにAIを活用する責務があることを認識すべき」との記載は他と平仄を揃えるべき
→ 「AI活用に取り組む全ての事業者は、AIが社会にもたらす影響の大きさを認識し、人間社会をよりよいものへと発展させるために活用することを意識すべき」と修正【本編 はじめに】